

高血圧、高脂血症、糖尿病で通院中の患者さまへ

診療報酬改定に伴う特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』の対象疾患を見直すこととしました。このことにより「高血圧、高脂血症、糖尿病」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくこととなります。対象の疾患で通院中の患者さま夫々に応じた診療計画を算定することで、より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。

ご受診の際には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡ししますが、この『診療計画書』の初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

◆患者さまの自己負担額の大きな変更は御座いません

例) 40歳代 3割負担の患者さまの場合

現行		2024年6月以降	
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点	—	—
特定疾患療養管理料	225点	生活習慣病管理料Ⅱ	333点
特定疾患処方管理加算	66点	処方箋料	60点
処方箋料	68点		
合計	484点	合計	468点
自己負担額	1,450円	自己負担額	1,400円

(年齢、保険の種類、その他検査内容や加算によって自己負担額はことなります)

対象患者さまへは2024年6月1日以降『療養計画書』へのご証明についてご案内いたしますのでご理解・ご協力のほどお願いいたします。